

## 出席停止の連絡票

令和 年 月 日

保 護 者 様

富山市立四方小学校長

風しん、麻しん、水痘、流行性耳下腺炎等は、学校保健安全法により、医師の許可があるまで出席停止の扱いとなりますので、医師と相談の上、適切な処置をとられるようお願いします。

記

1 氏 名 \_\_\_\_\_ 年 組 氏名 \_\_\_\_\_

2 理 由 百日咳・麻しん・流行性耳下腺炎・風しん・水痘・咽頭結膜熱  
結核・髄膜炎菌性髄膜炎・腸管出血性大腸菌感染症  
流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎  
その他（ ）の疑い

3 期 間 学校保健安全法施行規則第 19 条第2項に規定されている期間  
または病状により医師が感染のおそれがないと認めた日まで

※

年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）まで（ 日間）

※は後日学校で記入

主 治 医 様

上記の疾病は、感染のおそれがなくなるまで登校(園)できることになっています。  
診断・治療の上、下記に登校(園)許可日を記入していただき、本人にお渡しください  
ますようお願いします。

### 登校許可証明書

学校長 様

病 名 :

登校(園)許可日 令和 年 月 日

診断日 令和 年 月 日

主治医氏名

- この連絡票は、登校される際に必ず学校にお返しください。
- 不明な点がありましたら、養護教諭または担任にお問い合わせください。

学校(園)で予防すべき感染症の出席停止期間の基準 富山市教育委員会(令和5年3月現在)

対象疾病		出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	痘そう	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マールブルグ病	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎(ポリオ)	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群※1	
第二種	中東呼吸器症候群※2	<p>※1 病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。</p> <p>※2 病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。</p> <p>※3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。</p> <p>※4 令和2年2月1日から指定感染症に指定</p>
	特定鳥インフルエンザ※3	
	新型コロナウイルス感染症※4	
	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)	
	百日咳	
	麻しん	
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	
第三種	風しん	<p>発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで</p> <p>特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで</p> <p>解熱後3日を経過するまで</p> <p>耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで</p> <p>発しんが消失するまで</p> <p>全ての発しんがかさぶたになるまで</p> <p>主要症状消退後2日を経過するまで</p>
	水痘(みずぼうそう)	
	咽頭結膜熱	
	結核	
	髄膜炎菌性髄膜炎	
	コレラ	
	細菌性赤痢	
その他の感染症	腸管出血性大腸菌感染症	<p>症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで</p>
	腸チフス、パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	感染性胃腸炎	
	サルモネラ感染症	

学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症「その他の感染症」として緊急的に措置をとることができる